

札幌市強度行動障がいをもつ児者への集中的支援事業実施要綱

(令和8年2月10日保健福祉局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市強度行動障がいをもつ児者への集中的支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、事業所等に対し集中的支援を実施し、その支援力の向上を図ることにより、状態の悪化した強度行動障がいをもつ児者の状態を軽減し、安心して日常生活や社会生活が送れるよう支援するとともに、地域において個々の障がい特性に応じた支援が受けられる支援体制の構築を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 強度行動障がいをもつ児者

障がい者にあつては、障害支援区分認定に係る行動関連項目が10点以上である者、障がい児にあつては、強度行動障害判定表が20点以上である児

(2) 広域的支援人材

札幌市が「状態の悪化した強度行動障害をもつ児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付 こ支障第75号、障障発0319第1号。以下「国通知」という。）の記載3(1)①に従い登録した者

(3) 事業所等

以下に掲げるサービスを実施する事業所等をいう。

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(4) 集中的支援

広域的支援人材が事業所等を一定期間集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言等を含む）を行い、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等とともにを行い、環境調整を進める支援

(5) 発達障害者地域支援マネジャー

発達障害者支援センター等に配置し、各自治体、事業所、医療機関等に対し、アセスメントや支援ツールの導入、各関係機関の連携や困難ケースへの対応等を実施する専門職

(6) 支給決定区等

障害福祉サービスの決定又は措置を行う区保健福祉部、児童相談所

(実施内容)

第3条 本事業は、国通知で定める集中的支援加算（Ⅰ）（事業所訪問型）により実施するものとする。

(実施主体)

第4条 本事業の利用調整は札幌市が行うものとし、利用調整の実務については、発達障害者地域支援マネジャー（以下「マネジャー」という。）が行う。

（支援対象者）

第5条 本事業の対象者は、事業所等において対象サービスを利用する強度行動障がい
を有する児者であり、かつ、状態が悪化したことにより事業所等において現状の障害
福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者とする。

（申請者）

第6条 本事業の申請者は、強度行動障がいをも有する児者にサービスを提供する事業所
等とする。

（事業所等の体制整備等）

第7条 申請を行う事業所等は、以下に示す内容を達成するよう努めること。

- (1) 広域的支援人材の支援に対応するため、複数人で編成するチーム体制を構築
すること。
 - (2) 前号のチームには、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を中心
者として配置すること。
 - (3) 支援を受けるチームに関わらない職員や事業所管理者、法人責任者が、コン
サルテーション（助言援助等）を受けることにつき理解を示し、組織として協力
する体制にあること。
- 2 前項の規定に加え、本事業につき以下の点を理解していること。
- (1) 本事業は、広域的支援人材のコンサルテーション（助言援助等）により支援
者の支援力向上を目指すものであり、必ずしも本人の行動障がいの発現が抑制
できるものではないこと。
 - (2) 広域的支援人材は支援者への支援を行う立場であり、事業所等が主体となっ
て本来行うべき業務を担うものではないこと。

（申請方法等）

第8条 申請は以下の手順とする。

- (1) 事業所等は、集中的支援を必要とする対象者について、マネジャーに事前相
談を実施後、集中的支援の実施依頼の申請をするため、対象者の支給決定区等
に対し、集中的支援の実施申請書（別紙様式1-1）及び対象児者の支援状況調
査票（別紙様式1-2）を提出する。
- (2) 事業所等から実施申請書を受理した支給決定区等は、行動関連項目の点数等
を確認し、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部に対して集中的支援実施に係る審
議依頼書（別紙様式2）と別紙様式1-1と別紙様式1-2の写しを送付し、対応
を依頼する（なお、支援対象に該当しない場合等は、その旨を支給決定区等から
事業所等に説明する）。
- (3) マネジャーは、前号の依頼に基づき、集中的支援の必要性について、集中的
支援実施検討会議（コア会議）にて検討する。集中的支援の必要性があると認め
られた場合は、対象者の状況を考慮し、集中的支援の実施要請書（別紙様式3）
によりマネジャーから広域的支援人材へ派遣要請を行う。また、集中的支援では
ない支援方法が考えられる場合には、別途、マネジャーから事業所等へ連絡す
る。

（派遣期間と回数）

第9条 本事業による派遣期間は、最初の集中的支援の日の属する月から起算して3月以内の期間に限り、1月に4回を限度とする。

2 前項の「最初の集中的支援の日」は、広域的支援人材が集中的支援に向けた事前の打合せ（生活環境のアセスメント等）を行った日とすることができる。

（費用負担）

第10条 派遣に係る費用の負担については以下のとおりとする。

（1）事業所等は、広域的支援人材に対して、国が定める集中的支援加算（I）を踏まえた適切な額の派遣に係る費用を支払うこと。

（2）前号に定める負担額は、事業所等及び広域的支援人材が協議の上定めることとし、札幌市及び支給決定区等は関与しない。

（報告等）

第11条 広域的支援人材は、関係者と協議の上、集中的支援実施計画書（別紙様式4）を作成し、支給決定区等及びマネジャーに提出する。

2 広域的支援人材は、集中的支援終了後、集中的支援実施報告書（別紙様式5）を作成し、支給決定区等及びマネジャーに提出する。

（秘密の保持）

第12条 広域的支援人材は、事業の実施に当たり、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本業務が終了し、又は当該業務に従事しなくなった後においても、引き続きその効力を有するものとする。

（個人情報の共有等）

第13条 集中的支援を申請する事業所等は、集中的支援の実施に伴い必要となる対象者の個人情報（アセスメントシートや事業所内動画等）等を広域的支援人材と関係機関へ提供することについて、予め本人及び家族等から同意を得るとともに、申請について十分に説明すること。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 前号の規定に定めるもののほか、国通知の取扱いを準用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。